

特記仕様書

本仕様書は、水道法第 20 条に基づく定期の水質検査及び臨時の水質検査、水道法第 18 条に基づく水質検査請求による水質検査（苦情に伴う水質検査）、並びに原水の水質検査、指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）及びクリプトスポリジウム等の検査、水質管理目標設定項目検査を委託する場合に使用する。

件 名 令和 8 年度水質検査業務

第 1 （基本事項）

1 目的

本委託業務は、給水栓水等の水質検査を実施し、水道水の安全性を確保することを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、八雲町（以下「発注者」という）が委託する「水質検査業務」に関し、発注者及び受託者が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 2 （一般事項）

1 法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所

二海郡八雲町給水区域内

4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5 手続き等

受託者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受託者の負担で行う。

6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者受託者で協議して決定する。

第3 (検査項目)

1 定期の水質検査等

(1) 検査項目及び検査頻度

別紙1-1～8(水質検査項目と検査頻度)のとおり。

(2) 採水日程

発注者、受託者協議して決定する。

(3) 採水場所

別紙2(採水場所所在地一覧)のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 受託者は、別紙1-1～8の検査項目に対し、別紙2の採水地点ごとに告示法等に定める採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(5) 採水方法等

ア 告示法等に定める方法で採水する。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ冷蔵し、採水容器破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法等で12時間以内に試験開始とされた検査項目が実施可能な時間内とする。また、八雲町と検査機関までの移動に係る経費については、受託者の負担とする。

2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、発注者受託者協議して決定する。

(2) 採水日時及び採水場所

発注者が指示する日時、場所で採水を行う。

(3) 試料容器の準備、採水方法等、資料の運搬

「定期の水質検査等」と同様とする。

第4 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号(最終改正を使用))、残留塩素については「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最終改正を使用))、水質管理目標設定項目については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省健康局水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号(最終改正を使用))、その他の項目については「上水試験方法」(最新版)に

より行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受託者が準備をする。

イ 採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場の写真撮影及び試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。

ウ 受託者の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、発注者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省健康局水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号(最終改正を使用))を準用する。

(4) 速報値の報告

ア 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。

イ 水道法第 18 条に基づく水質検査結果については、発注者の指示する日までに報告する。

(5) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者受託者協議して決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員、分析条件、検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等の資料を添付する。

2 検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査担当者以外の検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 受託者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受託者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

水質検査項目に関する精度管理について、年に一回以上、及び検査担当者を変更するごとに実施し、記録する。また、環境省が主催する外部精度管理等に参加し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受託者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受託者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、受託者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

発注者は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受託者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、発注者に提出する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名称	部数	提出期限等
一般事項	業務委託着手届	1	契約確定日
	従事者等届	1	契約締結後 10 日以内
	業務委託計画書	1	
	職務分担表	1	
	請求書	1	請求単位区分検査終了後速やかに
	打合せ議事録	1	必要の都度

	名称	部数	提出期限等
水質検査関係	採水ルート図	1	契約締結後 10 日以内
	検査項目の実施順序	1	
	検査機関連絡体制表	1	
	水質検査結果書	1	各採水日から 3 週間以内

(2) 受託者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。

なお、発注者が他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 受託者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

(1) 受託者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5 支払方法

(1) 支払回数

原則として各検査終了時とし、年 12 回とする。

(2) 請求方法

受託者が書面をもって請求するものとし、発注者が請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に支払わなければならない。

6 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受託者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに担当係と打合せを行うこと。

水質検査項目と検査頻度

市街地

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No.	水質検査項目	原水											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クリプトスポリジウム等指標菌(2項目)	○			○			○			○		

落部地区

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No.	水質検査項目	原水											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クリプトスポリジウム等指標菌(2項目)	○			○			○			○		

野田生地区

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No.	水質検査項目	原水											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クリプトスポリジウム等指標菌(2項目)	○			○			○			○		

黒岩地区

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No.	水質検査項目	原水											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クリプトスポリジウム等指標菌(2項目)	○			○			○			○		
2	クリプトスポリジウム・ジアルジア				○								

河北地区

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No.	水質検査項目	原水											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クリプトスポリジウム等指標菌(2項目)	○			○			○			○		

本町地区

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No.	水質検査項目	原水											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クリプトスポリジウム等指標菌(2項目)	○			○			○			○		
2	クリプトスポリジウム・ジアルジア							○					

相沼泊川地区

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No.	水質検査項目	クリプトスポリジウム等指標菌：原水、水質管理目標設定項目：浄水											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クリプトスポリジウム等指標菌(2項目)	○			○			○			○		
2	水質管理目標設定項目(13項目)							○					
3	残留塩素							◎					
4	水温							◎					

※検査月注意

別紙2 採水場所所在地一覧

浄水	八雲町役場	八雲町住初町138番地
	落部消防庁舎	八雲町落部185番地
	山越駅トイレ	八雲町山越898-19番地
	黒岩消防会館	八雲町黒岩162-164番地
	河北浄水場	八雲町立岩490-1番地
	熊石総合支所	八雲町熊石根崎町116番地
	熊石相沼和みの家	八雲町熊石380-1番地
原水	大新ポンプ場	八雲町大新
	落部浄水場	八雲町落部833-1番地
	野田生浄水場	八雲町野田生678-5番地
	黒岩浄水場	八雲町黒岩219番地
	河北浄水場	八雲町立岩490-1番地
	平田内川取水地	八雲町熊石平町
	相沼泊川水源地	八雲町熊石相沼町